

指名停止等一覧表

(期間 令和4年10月1日 ~ 令和5年3月31日)

番号	業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
1	久慈地区国有林材生産協同組合	岩手県久慈市小久慈町15-33-9	令和4年11月30日から令和4年12月29日まで (1ヶ月)	別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第7号	久慈地区国有林材生産協同組合は、三陸北部森林管理署久慈支署と令和4年3月29日に契約締結した造林事業請負(森林環境保全整備事業 保育間伐(活用型))において、令和4年5月13日に不適切な伐倒作業とかかり木の処理作業から死亡災害を発生させ、令和4年8月12日付けで二戸労働基準監督署から、指導票による改善措置の指示を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第7号に該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。
2	秀和建设(株)	福島県田村市船引町船引字安久津58	令和5年1月4日から令和5年4月3日まで (3ヶ月)	別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(贈賄)第4号イ	秀和建设株式会社の元代表取締役は、代表取締役だった令和元年6月~11月にかけて福島県田村市職員(当時)から田村市発注の公共工事の予定価格情報を受けた見返りに飲食接待を提供したとして、令和4年11月4日、贈賄の罪で福島地方検察庁に在宅起訴された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(贈賄)第4号イに該当し、契約の相手方として不相当であると認められるため。

注:該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。